

令和3年4月24日

保護者様

杉並区立杉並第二小学校

緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

初夏の候、日頃より本校の教育活動に、ご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、政府より、政府は令和3年4月23日に1都2府1県を対象に、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づき、緊急事態宣言（4月25日から5月11日まで）が発令されました。

それらの趣旨を踏まえ、下記の通り、本校においても引き続き、感染発生や感染拡大リスクの低減のため、万全の対策を行いながら、教育活動を行ってまいります。今後もご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策をより一層徹底しながら教育活動を継続する。

2 児童への指導等について

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策について（8月31日付）、変更点（12月14日付）に則り、感染症予防策の徹底」の遵守・徹底を図る。※本校ホームページで、ご確認ください。
- 飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクの着用を推奨する。

(2) 学習活動について

- 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
 - ・ 理科、生活科等における密集状態での実験や観察
 - ・ 図画工作科における共同制作や密集状態での鑑賞
 - ・ 家庭科における調理実習
 - ・ 音楽科における楽器演奏
 - ・ 体育科における密集したり、身体接触を伴ったりする運動

(3) 学校行事・公開等について

- 児童等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は中止する。
 - ・ 移動教室については、緊急事態宣言が延長されることがあれば中止とする。（＝延期もなし）
 - ・ 社会科見学等の公共交通機関や貸し切りバス等を使用する校外での活動は中止する。
 - ・ 学校公開、授業公開等も中止する。

(4) 学校給食について

- 新型コロナウイルス感染症対策について（8月31日付）、変更点（12月14日付）に則り、感染症予防策の徹底」の遵守・徹底を図る。特に、マスクを外している際の会話は厳に慎むよう指導の徹底を図る。

3 家庭における感染症対策のお願いについて

- ・引き続き、各家庭での健康観察及び健康観察カードの記入をお願いします。
- ・放課後、休日等においても、「三密」の回避、正しい手洗い、マスクの着用、十分な換気をお願いします。
- ・家族に何らかの症状が見られる場合は、「杉並区受診・相談センター」へ相談してください。児童がPCR検査を受けることになった場合、速やかに学校への連絡をお願いします。また、同居家族がPCR検査を受けることになった場合は、学校に連絡の上、児童を無理せず休養させてください。
- ・万が一、児童や家族が感染者や濃厚接触者となった場合は、遅滞なく学校へ連絡をお願いします。
- ・同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底するようにお願いします。

4 学校開放事業について

- 登録団体開放及び一般目的外使用については、一層の感染防止対策等を徹底したうえで実施する。なお、使用時間は、杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づき、原則として20時までとする。

5 その他

- 児童に発熱等の風邪の症状が見られるとき、また、同居のご家族に発熱等の風邪の症状が見られるときは、出席停止となります。
- コロナウイルス感染の予防上、保護者が児童の出席を控えたいと判断した場合は、学校が事情を聞いた上で、出席停止とします。
- 上記の対策は、緊急事態宣言の対象期間（令和3年4月25日～5月11日）とします。

【問い合わせ先】

電話 03-3313-0564